

EUとAPECによる「人間の安全保障」の比較

豊島名穂子

はじめに

1. EUによる「人間の安全保障」
 - (1) 欧州のための人間の安全保障ドクトリン
 - (2) 特徴
 2. APECによる「人間の安全保障」
 - (1) アジアにおける「人間の安全保障」
 - (2) 特徴
 3. EUとAPECの比較
- おわりに

はじめに

「人間の安全保障」は、1994年に国連開発計画（United Nations Development Programme, 以下UNDP）が発刊する『人間開発報告書』で取り上げられたことを機に広まっていった¹⁾。現在では、様々な国家や機関が取り組みを表明している。ただ、「人間の安全保障」について世界に共通する定義は存在せず、各主体が独自の内容を設定している。

そこで、地域や主体が異なれば、どの程度の違いが生じてくるのであろうか。本稿はそれを明らかにすることを目的に掲げ、ヨーロッパとアジアの「人間の安全保障」について比較する。ヨーロッパとアジアが「人間の安全保障」をどのように認識しているのかを、「人間の安全保障」の使用方法に注目して検討し、違いを明らかにする。地域といっても属する一国一国を比較することは困難なので、その地域を代表する多国間組織について検討したい。そこで、ヨーロッパは、欧州連合（European Union, 以下EU）を、アジアはアジア太平洋経済協力会議（Asia Pacific Economic Cooperation, 以下APEC）を対象とする。なぜなら、EUは2004年、「欧州のための人間の安全保障ドクトリン」と題した政策研究報告書を発表しており、APECは2003年以降の首脳宣言に、毎年「人間の安全保障」が盛り込まれているからである。

これまでの研究を整理すると、例えば、EUの「人間の安全保障ドクトリン」作成の中心者であったMary Kaldor、Mary Martin、Sabine Selchowらとともに、

EU 対外関係のための運用枠組みとしての人間の安全保障の可能性について検討している²⁾。一方、批判的立場から EU のドクトリンについて考察しているのが、Biljana Vankovska である³⁾。アジアの「人間の安全保障」については、Paul M. Evans がアジアにおける「人間の安全保障」の議論を総括的に整理している⁴⁾。Yukiko Nishkawa は ASEAN を主な対象として東南アジアにおける「人間の安全保障」を考察している⁵⁾。佐藤元彦は貧困を中心に東アジアにおける「人間の安全保障」を検討している⁶⁾。このように、ヨーロッパとアジアそれぞれを対象とした研究はあるが、ヨーロッパとアジアの「人間の安全保障」を比較する研究はほとんど見られない。したがって、本稿は、地域の異なる多国間組織における「人間の安全保障」の違いを明らかにするという新たな観点を提供するものである。

1. EU による「人間の安全保障」

(1) 欧州のための人間の安全保障ドクトリン

本節では、EU による「人間の安全保障」を検討する。2004年9月、「欧州のための人間の安全保障ドクトリン—欧州安全保障戦略検討グループによるバルセロナ報告書」(A Human Security Doctrine for Europe: The Barcelona Report of the Study Group on Europe's Security Capabilities) が、当時の EU 共通外交・安全保障政策担当上級代表であったハビエル・ソラナに提出された。EU 共通外交・安全保障政策担当上級代表とは、1999年に欧州の対外的な顔の一つとしてアムステルダム条約で設置された役職で、その後10年にわたってハビエル・ソラナが代表を務めてきた⁷⁾。

この提出の前年の2003年、欧州理事会は「ヨーロッパ安全保障戦略—より良い世界における安全な欧州」(A Secure Europe in a Better World- The European Security Strategy, 以下 ESS) を採択している⁸⁾。当時のソラナ代表は、ESS を具体化するための提案を、Mary Kaldor (ロンドン大学政治経済学院) を中心とした検討グループに託した。そのグループが作成したのが、先ほどの「欧州のための人間の安全保障ドクトリン」である⁹⁾。検討グループによる報告書ではあるものの、上記のような背景から、EU による「人間の安全保障」を検討するに値する資料である¹⁰⁾。

報告書は、全体で35頁、原文は英文である。すべてをここに掲載することはできないので、以下に主な内容を抽出して整理する。

報告書の章立ては下のようになっている。

序論 (Introduction)

2章 人間の安全保障と欧州連合 (Human security and the European Union)

3章 新しいヨーロッパの安全保障政策のための原則 (Principles for a new European security doctrine)

4章 要求される機能 (Capabilities required)

5章 制度の埋め込みとリソース管理 (Institutional embedding and resourcing)

結論 (Conclusion)

となる。この章に沿って報告書の全体像を概観していこう。

まず、序論（7頁～8頁）で述べられている主な内容は次の通りである。人々の不安全というものは、しばしば地震や災害などの自然が原因で生じる場合もあるが、多くの場合が紛争の結果である。そして、現代の紛争は、無法状態、貧困化、排他的イデオロギー、日常的な暴力の使用に特徴づけられる。このような世界を安全にするために、ヨーロッパはグローバルセキュリティに貢献すべきである。それには軍隊を必要とするが、それは全く新しい方法で設計され使用される必要がある。その軍隊は、ヨーロッパの人々のために世界を安全にすることを目的として、深刻な不安全状況にいる人々が真に必要な安全に取り組む軍隊であるが、今のEUにそのような能力は欠落している。この報告書は、ESSの視点から始まり、EUをどのようにしてさらに有能にするかについて述べている。

2章 人間の安全保障と欧州連合（8頁～14頁）では、まず、今日の世界では本当に必要なセキュリティと、主に軍を構成している現在のセキュリティの間にギャップがあると指摘する。そして、ESSが挙げた五つの脅威、テロリズム、大量破壊兵器の拡散、地域紛争、崩壊国家、組織的犯罪が、深刻な不安全状況においては様々な組み合わせで見られると述べ、ESSの“none of the new threats is purely military; nor can any be tackled by purely military means”。「新しい脅威のどれも純粋に軍事的ではなく、また、純粋な軍事的手段では、この脅威を解消させることができない。」を引用している。そして、これまでの伝統的安全保障政策は、国境の防衛と脅威の封じ込めをベースに置いていた。これは、問題となっている国々に住んでいる人々に与える影響にかまわず、軍事介入や基地の維持を含む権威主義体制をサポートしてきたとしている。このアプローチは、狭い意味での国益に基づくものであり、グローバルな連結を特徴とする世界にあってもはや現実的なものではないという。そして、このような新しいグローバル状況において、欧州連合の安全保障政策は国家安全保障のみではなく、人間の安全保障において構築されるべきであり、人間の安全保障とは、基本的な不安全からの個人の自由を意味するとしている。

さらに、2章では、EUが人間の安全保障を受け入れるべき理由を3点述べている。第1に、モラルの問題である。人間の尊厳と生命の価値の尊重はヨーロッパに限らず世界共通のものであり、ヨーロッパはその人道的理由に基づいてコソボ、東チモール、シエラレオネなどへの支援を行ってきたのだとしている。第2の法的理由については、国連憲章第55条、56条において人権の尊重と遵守が謳われていることを根拠としている。第3に、賢明な自己の利益が挙げられ、「人間の安全保障」を受け入れることが結果としてヨーロッパのためになることを述べている。

3章 新しいヨーロッパの安全保障政策のための原則（14頁～20頁）では、新しい安全保障政策のための、これまでの経験から導き出した七つの原則を提示している。

1. 人権の最優先 (The primacy of human rights)
2. 明確な政治的権限 (Clear political authority)

3. 多国間主義 (Multilateralism)
4. ボトムアップアプローチ (The bottom-up approach)
5. 地域重視 (Regional focus)
6. 法的手段の使用 (Use of legal instruments)
7. 武力の適切な使用 (Appropriate use of force)

4章 要求される機能 (20頁～26頁) では、七つの原則に基づいた安全保障政策の実行を可能にするためには、EUが二つの機能を備える必要があるとしている。一つは人間の安全保障の実施に適した民軍機能であり、もう一つは、その実施を支える法的枠組み構築である。特に、第一の民軍機能については、The Human Security Response Force「人間の安全保障対応部隊」の創設を提案している。具体的には、規模が15000人程度、そのうち少なくとも3分の1は警察間や民間の専門家であることなどの条件を挙げている。

5章 制度の埋め込みとリソース管理 (26頁～28頁) では、民主的コントロールとボトムアップの説明責任、資金調達の3点の必要性について述べている。

結論部 (28頁) では、9.11同時多発テロとイラクでの戦争以来、安全保障を根本的に考え直すことが増加していると指摘している。そして、安全保障は切迫した関心事としてヨーロッパの人々の前に再来したが、核の傘に隠れることによって与えられるものではないとしている。21世紀においてヨーロッパが果たすにふさわしい役割こそ、人間の安全保障を促進することであると結んでいる。

(2) 特徴

本節では、第1節で概観した報告書の内容からEUにおける「人間の安全保障」の特徴を5点にわたって整理する。

第一に、「人間の安全保障」を安全保障の概念の一つとして捉えていることである。この報告書の前提となっているのが、ESSつまり「ヨーロッパ安全保障戦略」であり、報告書の作成グループは、欧州安全保障戦略検討グループである。「人間の安全保障」の使用分野が既に安全保障戦略上にある。報告書内においても「このような新しいグローバル状況において、欧州連合の安全保障政策は国家安全保障のみではなく、人間の安全保障において構築されるべきである。」(9頁)という記述があり、明らかである。

第二の特徴は、報告書の大半が紛争に関する内容で占められている点である。現代の紛争の様相を踏まえ、その解決の新たな方法を「人間の安全保障」という考え方から導き出している。「人間の安全保障」を安全保障戦略上の中でも、紛争解決の分野で使用している。

第三は、明確な定義が示されていることである。2章において「人間の安全保障とは、基本的な不安全からの個人の自由を意味する。」(9頁)とある。

第四は、「人間の安全保障」の脅威として挙げる内容が紛争に関わるものが多くを占めている点である。「大量破壊兵器の拡散、地域紛争、崩壊国家、組織的犯罪」

(8頁)に加えて、「ジェノサイド、広範囲で体系的な拷問、非人道的侮辱的扱い、失踪、奴隷、戦争法の重大な違反と人道に対する罪のように国際刑事裁判所規程に定義されているものは、人間の安全保障に違反する耐えがたい不安の諸類型である。食糧、健康、居住の権利への大規模な侵害もこのカテゴリーとして考えられる。」(9頁)などである。これは、第二の特徴とも関連がある。

第五に、「人権」を重視している点である。3章で述べている七つの原則の第一番目に「人権の最優先」を掲げている。さらに、その中で「人権の最優先こそが、伝統的安全保障と人間の安全保障アプローチを区別するものである。」(14頁)と記している。

表1. EUの「人間の安全保障ドクトリン」における「人間の安全保障」に関する記述

	「人間の安全保障」に関する記述
位置付け	安全保障の概念、地域紛争への介入、復興
定義	基本的な不安全からの個人の自由
脅威の内容	テロリズム、大量破壊兵器の拡散、地域紛争、崩壊国家、組織的犯罪、ジェノサイド、広範囲で体系的な拷問、非人道的侮辱的扱い、失踪、奴隷、戦争、法の重大な違反、人道に対する罪のように国際刑事裁判所規程に定義されているもの、食糧、健康、居住の権利への大規模な侵害
人権との関係	人権の最優先

筆者作成

2. APECによる「人間の安全保障」

(1) アジアにおける「人間の安全保障」

アジアには、東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations, 以下 ASEAN)、アジア太平洋経済協力会議 (APEC)、ASEAN 地域フォーラム (ASEAN Regional Forum)、ASEAN + 3、東アジア首脳会議 (East Asia Summit) などの多国間組織が存在する。その中でも APEC は、2003 年以降の首脳宣言で、毎年「人間の安全保障」を盛り込んでいる。そこで、本節では、アジアを代表する多国間協力の一つである APEC における「人間の安全保障」について検討する。

APEC の首脳宣言にみる「人間の安全保障」

APEC は、1989 年、アジア太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の全主要国・地域が参加するフォーラムとして発足した。主な活動は、域内の貿易投資の自由化・円滑化、経済・技術協力である。

参加メンバーは、ASEAN 7ヶ国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、日本、韓国、中国、チャイニーズ・タイペイ、

中国香港, メキシコ, パプアニューギニア, オーストラリア, ニューゼーランド, アメリカ, カナダ, ペルー, チリ, ロシアである。メンバーを見ると, 地理的にアジアに属すると言い難い国々が含まれている。アジアを対象とするならば, ASEAN もしくは ASEAN + 3 などが適当とも言える。しかし, ASEAN は公開している資料やホームページなどで「人間の安全保障」についてほとんど触れておらず, 使用方法を検討するのに限界がある。これは ASEAN が「人間の安全保障」について否定的であるということではない。2010年2月には東京で開催された人間の安全保障シンポジウムに ASEAN の代表が参加している¹¹⁾。したがって, ASEAN や他のアジア諸国を広く含みながら, 「人間の安全保障」を盛り込んだ公式の首脳宣言を発表している APEC を対象として検討を行いたい。

APEC 首脳・閣僚会議は地域の首脳, 閣僚が一堂に会する唯一の機会である。1993年から開催されている首脳会議は, 域内の課題にとどまらず, 国際社会全体の課題について首脳同士が直接意見を交換する貴重な場を提供している。その会議の成果を首脳宣言として採択し, 公表している¹²⁾。

その首脳宣言において, 2003年から毎年「Human Security」という言葉が登場するようになる。どのような形で示されているのだろうか。表2は, APEC の首脳宣言内における「人間の安全保障」の記述を表したものである。開催年, 開催国・都市, 「人間の安全保障」に関する記述の3点で整理している。原文は英語だが, 外務省の和訳を参考に作成した。抜き出した箇所は, 基本的に「人間の安全保障」が登場した箇所と, その直後の文章である。分かりやすくするため, 「人間の安全保障」には筆者が下線を引いている。

表2. APEC 首脳宣言における「人間の安全保障」

開催年	開催国・都市	「人間の安全保障」に関する記述
2003	タイ バンコク	・「 <u>人間の安全保障</u> の強化」 我々は, 国際的なテロと大量破壊兵器の拡散が自由で開かれ, 繁栄した経済という APEC の展望に対して直接的かつ重大な挑戦を突き付けているとの認識で一致した。我々は, APEC が経済の繁栄を促進することだけでなく, 人々の安全を確保するという補完的使命にも貢献していくとの認識で一致した。
2004	チリ サンチアゴ	・前文で「 <u>人間の安全保障</u> を強化し」とある。 ・「 <u>人間の安全保障</u> の強化—経済成長の下支え」 我々は, 過去1年の間にベスランとジャカルタにおいて悲惨にも示されたテロリズムの凶悪な行為と恐るべき結果を想起した。我々は, メンバーの繁栄と持続可能な成長を進展させる決意, 及び人々の安全を確保するための補完的な使命を再確認した。
2005	韓国 プサン	・「安全で透明性のあるアジア太平洋地域— <u>人間の安全保障</u> の強化」 我々は, 数千人の命を奪い, アジア太平洋地域の経済的繁栄と安

		<p>全の不安定化を意図した、地域におけるテロ行為を非難した。これらの行為は、APECの目的である繁栄の推進及びその補完的使命である安全の強化に対する明らかな挑戦である。現在も継続するこれらの脅威に立ち向かうため、我々は、国際テロ集団の解体、大量破壊兵器及びその運搬手段の脅威の排除、及び我々の地域に対するその他の直接的な脅威との闘いにおける進展をレビューし、これらの重要な目的を促進するために適切な個別及び共同の行動をとるという、バンコク及びサンティアゴで我々が行ったコミットメントを再確認した。</p>
2006	ベトナム・ハノイ	<p>・前文に「<u>人間の安全保障</u>を強化することを誓った」とある。 ・「<u>人間の安全保障の強化</u>」 我々は、世界中で深刻な脅威となっているテロ行為を非難した。地域の繁栄及び持続可能な開発を推進するという我々の約束を守り、人々のための安全を確保するという我々の補足的な使命を果たすため、我々は、あらゆる形態及び姿のテロと闘うための努力を継続すると決意している。我々は、テロと闘うために取られるいかなる措置も、我々の国際法上の義務を遵守しなければならないことを再確認した。</p>
2007	オーストラリア・シドニー	<p>・「<u>人間の安全保障の強化</u>」 我々は自然災害に対する我々の地域の脆弱性、および<u>人間の安全保障</u>に対する脅威から生ずる計り知れない人的、経済的損失を度々経験してきた。我々は皆、テロ、感染症、不法薬物及び汚染された製品、並びに自然災害による国境を越えた潜在的に拡大しうる、人々と経済に対する新しいリスクと挑戦に直面していることを認識した。我々は<u>人間の安全保障</u>が経済成長と繁栄にとって不可欠であると確認した。 我々は、<u>人間の安全保障</u>に対する挑戦における協力を強化し、またその際、ビジネスのニーズを十分に対応し続けることを決意した。我々はテロ集団を解体し、大量破壊兵器の拡散により引き起こされる危険を除去し、我々の経済と金融のシステムをテロ集団による悪用から保護する責務を再確認した。</p>
2008	ペルー・リマ	<p>・「<u>地域における人間の安全保障の強化</u>」 【テロとの闘い及び地域貿易の安全確保】 <u>人間の安全保障</u>を強化し、自然、事故及び故意による混乱から地域のビジネスと貿易を保護することはAPECにとって永続的な優先事項であり、また、APECの中核的な貿易と投資のアジェンダの中で欠かせない要素である。 【災害リスクの軽減、災害への備えと管理】 域内の気象パターンの変化に関連した自然災害の数と被害は増大し続けており、危険地域における都市と巨大都市の位置とその成長は大災害の際の頻度を高める。地域における災害リスクを軽減し災害への備えと管理を改善することは、地域が直面する重大</p>

		な人間の安全保障の問題である。
2009	シンガポール	<p>・「人間の安全保障の強化」</p> <p>我々は、中国、日本、フィリピン、チャイニーズ・タイペイ及びベトナムを襲った破壊的な台風、インドネシアにおける地震及び先般のテロ攻撃が引き起こした人命の損失と破壊に対し、謹んで哀悼の意を表明する。我々は、アジア太平洋地域における経済成長と繁栄を持続する上で、<u>人間の安全保障</u>を強化し、ビジネスと貿易の攪乱への脅威を減少する重要性を再確認する。</p>

APEC と外務省のホームページを参考に筆者作成

上から順に表を見ていこう。

2003年10月、閣僚・首脳会議はタイのバンコクで開催された。この時の首脳宣言に初めて「人間の安全保障」が盛り込まれた。登場は一回で、「人間の安全保障の強化」という項目であった。「人間の安全保障」が何を意味するのかといった内容は示されず、具体的な課題として「国際的なテロ」、「大量破壊兵器の拡散」が挙げられている。そして、「APECが経済の繁栄を促進することだけでなく、人々の安全を確保するという補完的使命にも貢献していくとの認識で一致した。」と述べられている。

2004年は、チリのサンチアゴで11月に開催された。「人間の安全保障」が登場したのは2カ所ある。前文で「人間の安全保障を強化し」とあり、本文では「人間の安全保障の強化」という項目が設定されている。この項目には、「経済成長の下支え」と副題が付けられている。地域内で起きたテロリズムに言及し、「メンバーの繁栄と持続可能な成長を進展させる決意、及び人々の安全を確保するための補完的使命を再確認した。」とある。

2005年、韓国のプサンで開催された首脳会議の宣言では、「安全で透明性のあるアジア太平洋地域一人間の安全保障の強化」という項目がある。その中で、テロ行為は「APECの目的である繁栄の推進及びその補完的使命である安全の強化に対する明らかな挑戦」とし、国際的テロ集団の解体、大量破壊兵器の脅威の排除に取り組む旨が記されている。

2006年は、ベトナムのハノイで開催された。前文の中で「人間の安全保障を強化することを誓った」とあり、本文では、「人間の安全保障の強化」という項目がある。そして、テロを非難し、「地域の繁栄及び持続可能な開発を推進するという我々の約束を守り、人々のための安全を確保するという我々の補完的使命を果たすため」と、テロと闘うための努力を継続する決意が記されている。

2007年、オーストラリアのシドニーでの宣言では、同じく「人間の安全保障の強化」という項目が設けられ、その中で3度「人間の安全保障」が登場する。「人間の安全保障に対する脅威から生ずる計り知れない人的、経済的損失」、「我々は人間の安全保障が経済成長と繁栄にとって不可欠であると確認した。」、「我々は、人間の安全保障に対する挑戦における協力を強化し」の3カ所である。この時の首脳

宣言が以前と異なる点は、具体的課題の内容である。これまではテロと大量破壊兵器であったが、ここでは、「自然災害」、「感染症」、「不法薬物及び汚染された製品」の三つが加えられている。

2008 年は、バレーのリマで開催された。項目は、「地域における人間の安全保障の強化」となっている。それが「テロとの戦い及び地域貿易の安全確保」と「災害リスクの軽減、災害への備えと管理」の二つに分けて整理されている。

2009 年は、シンガポールで開催されている。「人間の安全保障の強化」の項目が設けられ、地域を襲った台風、地震とテロについて記されている。

以上のような形で、2003 年から 2009 年の首脳宣言に「人間の安全保障」が盛り込まれている。次節で、これらの表記からわかる特徴について整理しよう。

(2) 特徴

本節では、APEC 首脳宣言における「人間の安全保障」の記述の特徴を 4 点にわたって述べる。

第一に、2003 年から 2009 年にわたって継続して「人間の安全保障」が使用されていることである。この 7 年間の首脳宣言で、「人間の安全保障」は文章中の単語として登場するのではなく、一つの項目として使用されている。項目名は、「人間の安全保障の強化」という表現が多く使われ、APEC が「人間の安全保障」を肯定的に捉えていることがうかがえる。

第二の特徴は、「人間の安全保障」の意味が明確でないことである。首脳宣言では、どの年を見ても「人間の安全保障」の意味や定義について示されていない。したがって、APEC が「人間の安全保障」をどのような概念として捉え、位置づけているのかが明らかではない。しかし、周辺表現から推測することはできる。2003 年～2006 年に共通して見られる表現がある。和訳の後に英文の原文を載せる。「人々の安全を確保するという補完的的使命 “the complementary mission of ensuring the security of our people” (2003 年)」、「人々の安全を確保するための補完的な使命 “the complementary mission of ensuring the security of our people” (2004 年)」、「補完的的使命である安全の強化 “complementary mission of enhancing security” (2005 年)」、「人々のための安全を確保するという我々の補足的な使命 “our complementary mission of ensuring the security for our people” (2006 年) である。これらによると、APEC は当初、「人間の安全保障」について「人々の安全」に関わる概念として見ていたと推測できる。しかし、「人々の安全を確保する」と述べていることをもって、「人間の安全保障」を安全保障の概念として捉えているとは言い難い。また、2007 年以降は上記のような表現は見られなくなる。APEC による「人間の安全保障」の意味や位置付けは依然として明らかではない。また、APEC は経済協力を目的とした組織であって、「人々の安全を確保する」ことを主な目的としていない。したがって、「補完的的使命」「補足的な使命」といった表現を使用していると思われる。

三点目は、「人間の安全保障」の脅威の内容の変化である。2003 年から 2009 年

までに示された脅威の内容をすべて挙げると、「テロ、大量破壊兵器、自然災害、感染症、不法薬物及び汚染された製品、台風、地震」の七つである。これらは、最初からすべて提示されたのではなく、年によって変化している。「テロ」は2003年からすべての年で示されている。「大量破壊兵器」は、2003、2005、2007年に見られる。2007年には、さらに「自然災害」、「感染症」、「不法薬物及び汚染された製品」が加えられた。また、2008年、2009年は「大量破壊兵器」が見られなくなる一方で、「自然災害」とそれに該当する「台風」「地震」が扱われている。これらを見ると、一貫した内容ではなくその年の状況に応じて変化していることが分かる。

第四に、「人権」との関係が不明確であることである。首脳宣言内で「人間の安全保障」と「人権」がともに述べられることはなく、両者の関係をどのように捉えているのかについても明らかではない。

以上の特徴をまとめると表3のようになる。

表3. APEC 首脳宣言における「人間の安全保障」に関する記述

	「人間の安全保障」に関する記述
位置付け	明らかでない
定義	明確な記述はないが、「人々の安全を確保する」とある
脅威の内容	国際的なテロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、感染症、不法薬物及び汚染された製品、破壊的な台風、地震
人権との関係	明らかでない

筆者作成

3. EU と APEC の比較

第1章、第2章を通してEUとAPECそれぞれの「人間の安全保障」について検討してきた。その両者をまとめると表4のようになる。

表4. EU と APEC による「人間の安全保障」の比較

	EU	APEC
位置づけ	安全保障の概念、地域紛争への介入	明らかでない
定義	基本的な不安全からの個人の自由	明確な記述はないが、「人々の安全を確保する」とある
「人間の安全保障」にとつての脅威	テロリズム、大量破壊兵器の拡散、地域紛争、崩壊国家、組織的犯罪、ジェノサイド、広範囲で体系的な拷問、非人道的侮辱的扱い、失踪、奴隷、戦争	国際的なテロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、感染症、不法薬物及び汚染された製品、破壊的な台風、地震

	法の重大な違反、人道に対する罪のように国際刑事裁判所規程に定義されているもの、食糧、健康、居住の権利への大規模な侵害	
人権との関係	7原則の一つに「人権の最優先」とある	明らかでない

筆者作成

順に比較していこう。

まず、「人間の安全保障」をどのような概念として位置付けているのかについて、EUは安全保障戦略上の概念として認識し、中でも地域紛争への介入に関わる概念として位置付けている傾向が強かった。それに対し、APECは明確な位置付けが見られない。「人間の安全保障」の項目内に「人々の安全を確保するという補完的使命」という表現があることから、安全に関する概念と認識していると推測できるが、概念としての位置づけは明らかでない。ただ、脅威とする内容や文脈から、安全保障、ましてや介入に関する概念としては位置付けていないことはわかる。両者の位置付けは大きく異なっている。

定義について、EUは「人間の安全保障」とは「基本的な不安全からの個人の自由」を意味するとしている。一方、APECの首脳宣言では「人間の安全保障」の意味についての記述は見られない。位置付けでも触れた「人々の安全を確保する」との表現はあるものの、定義としての記述とは言い難く、曖昧なまま使用されている。

続いて、「人間の安全保障」の脅威として具体的にどのようなものを挙げているのか。EUは「テロリズム、大量破壊兵器の拡散、地域紛争、崩壊国家、組織的犯罪、ジェノサイド、広範囲で体系的な拷問、非人道的侮辱的扱い、失踪、奴隷、戦争法の重大な違反、人道に対する罪のように国際刑事裁判所規程に定義されているもの、食糧、健康、居住の権利への大規模な侵害」と幅広く列挙している。APECが挙げているものは、「国際的なテロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、感染症、不法薬物及び汚染された製品、破壊的な台風、地震」などである。共通しているのは、「テロ」と「大量破壊兵器」の二つである。それ以外のものに注目すると、EUは「組織的犯罪、ジェノサイド、広範囲で体系的な拷問、非人道的侮辱的扱い、失踪、奴隷、戦争法の重大な違反、人道に対する罪のように国際刑事裁判所規程に定義されているもの」など法的な考え方を根底としたものが強い。しかし、APECは「自然災害、感染症、不法薬物及び汚染された製品、破壊的な台風、地震」など、法的な考え方というよりは、地域に大規模な被害を及ぼす問題を挙げている。

人権との関係について、EUは「人間の安全保障」の原則の第一に「人権の最優先」を掲げ、両者を強く関連づけている。一方、APECは、「人間の安全保障」と「人権」を共に述べることはなく、関係は明らかではない。

また、全体を通して見られる違いは、EUによる「人間の安全保障」が「域外の人々」を対象としている傾向があり、APECは「域内の人々」を対象としている

ということである。EUの報告書が問題とする不安全状況にある人々の具体例は、紛争地域の人々や紛争によって難民となった人々などが多く示されている。それに対し、APECは具体的な人々を挙げていないが、「人々の安全を確保するという補完的使命“the complementary mission of ensuring the security of our people” (2003年)」と述べている箇所では、“our people”などという表現を使用している。“our”という単語から「域内の人々」を想定していると思われる。

以上、同じ「人間の安全保障」を使用しているEUとAPECでは様々な違いがあることが明らかになった。

おわりに

本稿は、地域や主体が異なれば、「人間の安全保障」の内容にどのような違いが生じてくるのかを明らかにすることを目的に掲げ、EUとAPECの「人間の安全保障」について比較してきた。特に、「人間の安全保障」の位置付け、定義、脅威の内容、人権との関係の4点に注目して整理し、両者の違いを検討した。その結果、位置付けはEUが安全保障上の概念としているのに対し、APECは「人々の安全」に関わる概念として認識しているようであるものの、EUの安全保障や紛争と関連させてはおらず、大きく異なっていた。定義と人権の関係の2点については、EUが明確に示していたのに対しAPECは明らかではなかった。脅威の内容は、テロと大量破壊兵器が両者に共通していたが、その他の項目に関しては、EUが法的観点から挙げるものが多く、APECの方は地域内に広範囲に影響を及ぼす問題等を掲げていた。また、全体を通して、EUの「人間の安全保障」が想定する「人々」は「域外の人々」で、APECは「域内の人々」を想定しているという傾向が見られた。

最後に、EUとAPECの「人間の安全保障」について国際社会における「人間の安全保障」の展開との関係で整理する。「人間の安全保障」は、その構成を大きく二つの側面に分けて考えられる。「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」である。UNDPはこの二つを「人間の安全保障」の主要な構成要素としている。「恐怖からの自由」とは、主に、身体的な安全を意味し、「欠乏からの自由」とは、経済・社会的な安定、貧困や飢餓からの脱却などを意味している。「恐怖からの自由」を重視して「人間の安全保障」に取り組んでいる代表的な国家はカナダである。国家が自国の人々を守るという責任を果たせない場合、あるいは国家自体が自国民を害する場合において、国際社会がその保護にあたるべきとする「保護する責任」という新しい考え方を誕生させている。一方、「欠乏からの自由」に重点を置いた活動を行っているのは、日本である。国連に人間の安全保障基金を創設し、主に飢餓や貧困の問題解決のための支援を行っている。

では、EUとAPECは「恐怖」と「欠乏」のどちらに重きを置いているのだろうか。それぞれの脅威の内容や「人間の安全保障」で訴えている点に注目して考えてみよう。EUは、安全保障戦略上の概念として「人間の安全保障」を位置付け、紛

争やそれに関わる犯罪などを主な脅威としている点から、「恐怖からの自由」の側面を重視していると言える。APECは、結論から言えば、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の両側面を含んでいるように思われる。脅威の内容で挙げられている「テロ」や「大量破壊兵器の拡散」などはEUとも共通しており、「恐怖からの自由」の側面に当たる。さらに、APECはEUが指摘していない視点からも「恐怖からの自由」を捉えている。それは、「地震」や「台風」などの「自然災害」による人々の安全の破壊である。このような「自然災害」は、人々の生活基盤に壊滅的な打撃を与え、貧困や飢餓や病気をもたらす場合がある。「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の両面を含んでいる課題である。また、APECは、2009年の首脳宣言においても「アジア太平洋地域における経済成長と繁栄を持続する上で、人間の安全保障を強化し」とあり、地域の経済成長のために「人間の安全保障」を強化する必要があると認識している。経済・社会の安定と「人間の安全保障」を結びつけた考え方であり、「欠乏からの自由」の側面からの考え方である。したがって、APECによる「人間の安全保障」は「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の両側面を含んでいる。このように見てくると、「人間の安全保障」を進める主体によって、内容や重視する側面が様々であることがわかる。

EUとカナダは同じ「恐怖からの自由」を重要視しているが、内容は異なり、EUの報告書はカナダによる「保護する責任」に触れていない。各々独自の主張を展開している。一方、APECについては、日本とカナダの両国が属する組織であるが、「人間の安全保障」の内容はどちらの国の方針にも偏っていない。ただ、APECによる「人間の安全保障」は定まっていない部分も多く、アジアが地域として取り組む「人間の安全保障」は手探り状態であるという印象を受ける。

以上、EUとAPECの「人間の安全保障」の違いが明らかになったが、今回は違いを明らかにすることに留まったため、違いが生じる理由や背景について考察することなどが今後の課題である。

注

- 1) 国連開発計画『人間開発報告書』1994年版 国際協力出版会
- 2) Mary Kaldor, Mary Martin and Sabine Selchow "Human security: a new strategic narrative for Europe" *International Affairs* vol.83 Issue.2 pp.273-288.
- 3) Biljana Vankovska (2007) "The Human Security Doctrine for Europe: A View from Below" in *International Peacekeeping* Vol.14 No.2 April 2007 pp.264-281.
- 4) Paul M. Evans (2004) "Human Security and East Asia: In the Beginning" in *Journal of East Asian Studies* 4 pp.263-284.
- 5) Yukiko Nishikawa (2009) "Human Security in Southeast Asia: Viable Solution or Empty Slogan?" in *Security Dialogue* vol.40 Issue.2 pp.213-236.
- 6) 佐藤元彦 (2009) 「東アジアにおける貧困と人間の安全保障」武者小路公秀編著『人間の安全保障—国家中心主義をこえて』ミネルヴァ書房 pp.129-145.
- 7) 2009年12月には リスボン条約の発効によって一元化されたEUの外務大臣として、

EU 外務・安全保障政策担当上級代表が新設され、キャサリン・アシュトン氏が就任している。

- 8) ESS の原文は欧州理事会のホームページから入手できる <http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cmsUpload/78367.pdf> (最終閲覧日 2010年4月1日)
- 9) 検討グループのメンバーは以下通り Ulrich Albrecht (ベルリン自由大学の元教授), Christine Chinkin (ロンドン大学政治経済学院の国際法教授), Kemal Dervis (トルコの元経済産業大臣), Renata Dwan (武力紛争と紛争管理におけるストックホルム国際平和研究所のリーダー), Anthony Giddens (ロンドン大学政治経済学院元所長), Nicole Gnesotto (EU 安全保障研究所所長), Mary Kaldor (ロンドン大学政治経済学院教授), Sonja Licht (政治的優秀さのためのベオグラード基金代表), Jan Pronk (スウェーデンにおけるアナン国連事務総長の特別代表), Klaus Reinhardt (ハイデルベルグのHQセンターの元所長), Geneviève Schméder (アールゼメティエ国立工芸学校教授), Pavel Seifter (ロンドン大学政治経済学院グローバルガバナンスセンターの客員研究員), Narcís Serra (バルセロナ大学の経済学を卒業)
- 10) レポートはかつて下記のサイトから入手できたが、2010年4月現在はできなくなっている。
<http://www.lse.ac.uk/Depts/global/Human%20Security%20Report%20Full.pdf>
- 11) 2010年2月、東京大学において「人間の安全保障シンポジウム～アジアにおける人間の安全保障の実現～」と題するシンポジウムが開催された。これは、外務省及び東京大学の共催であった。冒頭 ASEAN のスリン事務総長がビデオメッセージで挨拶を行った。さらに、ミスラン ASEAN 事務局次長が「アジアにおける人間の安全保障の実現に向けて」というテーマの下、基調講演を行った。おもな内容は外務省ホームページで閲覧可能 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/smp_100223g.html (最終閲覧日 2010年4月27日)
- 12) 各年の首脳宣言は APEC 事務局のホームページで閲覧できる http://www.apec.org/apec/leaders_declaration.html (最終閲覧日 2010年4月30日)